



日本共産党平塚市議会議員団  
電話0463-23-1111 (内線2375)  
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1412 2017年 7月 2日号

日本共産党平塚市議会議員団  
団長 高山和義  
電話・FAX 31-4638  
[k.takayama@mb.scn-net.ne.jp](mailto:k.takayama@mb.scn-net.ne.jp)  
松本敏子  
電話・FAX 59-4607  
[mail@matsumoto-toshiko.jp](mailto:mail@matsumoto-toshiko.jp)  
渡辺敏光  
電話・FAX 31-6431  
[w-toshi@agate.plala.or.jp](mailto:w-toshi@agate.plala.or.jp)

無料法律相談  
次回は 7月20日(木)  
午後4時～6時(要予約)

「従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」  
は、今の時代にはふさわしくない!

○日本共産党市議団がこの請願の採択を主張する理由は、所得税法56条の内容が、経済的に不公正・不利益があり、働く人間の給与を認めないのは、税法上の人権にかかわる問題だと考えるから。

○56条により、白色申告での納税者と、生計を一にする配偶者やその他の家族労働者が、その納税者の事業に従事して給料をもらっても、その給料は納税者の必要経費として認めず、配偶者は86万円、その他の家族従事者は50万円が申告で控除できるのみ。

○この状況は家族が様々な所得証明等を必要とする場合、不利益を被ることになる。

—申告形態に関わらず、家族の働き分は必要経費と認めるべき—

○ならば57条の「青色申告」にすれば問題がないという意見がだされる。

しかし戦前の「家」制度を基本とした56条の内容(敗戦の反省にたつてつくられた憲法は「家族における個人の尊厳と両性の本質的平等」(24条)をうたい「家」制度は廃止される)、また申告ないようによって、配偶者・家族の所得を認める、認めないのは、今の時代まったく必要性を感じさせないし、あってはならない条文である。

—国連女性差別撤廃委員会の勧告—

○2016年2月「国連女性差別撤廃委員会」の日本政府への勧告で、「所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する」とし、「所得税法の見直しの検討することを求める」とする。

○2015年12月一閣議決定「第4次男女共同参画基本計画」

「商工業等の自営業における家族従事者の実態を踏まえ、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度のあり方を検討する」—56条も含まれる、と国会答弁。

○この意見書を採択した自治体は、2017年1月末現在— 477自治体(8県議会含む)

○国連、政府計画の中で、検討や見直し等の議論が進められている。この流れを確かなものにするためにも、この請願は採択すべきである。

## 平塚市議会6月定例会の報告—請願審査結果

### 請願「所得税法第56条廃止の 意見書を国に提出することを求める請願」

請願者—平塚民商婦人部

請願趣旨—家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者86万円、配偶者以外の家族50万円が控除されるのみで、最低賃金にも達しない額。

家族従業者は社会保障や行政手続きの面で不利益を受けている。

申告の仕方での納税者を差別するもの。

請願事項—所得税法第56条を廃止するように国に意見書をあげてください。

この請願に対する委員会審査は、総務経済常任委員会で行われ、委員会審査の結果は、「不採択」となりました。

よって6月27日の本会議最終日の審査は、常任委員会の「不採択」という委員長報告に対して賛否が問われます。

審査結果は **不採択** 採択を主張 7人  
不採択を主張 20人

\*採択を主張は、日本共産党平塚市議会議員団3名と無所属議員の4名です。

<採択を主張しての日本共産党市議団の討論>

所得税法56条(事業主は)「配偶者とその親族が事業に



<2017年3月議会で、継続審査の請願審査>

「組織犯罪処罰法改正案」(テロ等組織犯罪準備罪創設)の通常国会提出に反対する意見書を採択し、政府に提出を求める請願

○不採択に賛成=21名    ○不採択に反対=6名

・この請願は17年3月議会で継続審査になったものです。共産党市議団は採択を主張しました。「継続審査」の場合は、本会議での採択・不採択の討論はできません。

請願内容は「通常国会に法案提出に反対する」というもので、6月の通常国会で決着がつかしました。よって21名の「不採択」という結果になりました。

日本共産党市議団は、国会で結論がでたものとはいえ、前議会で請願の採択を主張し、「共謀罪」に反対していますので、「不採択」に賛成はできないため、「不採択」に反対の態度をとりました。

## 6月議会での総括質問に関連して

### 一市民の公園設置を求める声にどう応えるか

公園・緑地は都市に快適な環境をつくり、市民の憩いやレクリエーションの場、健康づくりや自然とのふれあいの場の提供など、市民生活に密着した施設です。

平塚市の都市公園は280カ所、141.67ヘクタール(ともに2017年4月1日時点)。

「平塚市緑の基本計画」では市民ひとりあたりの都市公園面積の目標は2029年度までに8.67平方メートル。現在は5.51平方メートル(2017年4月1日現在)。

今年2月に真土、四ノ宮地域の方々から近所に公園がなくて不便である、公園を設置してほしいという声がよせられました。

調査すると、たしかに四ノ宮地域は公園の数はすくなく、小さいお子さんをもつお母さんには不便であることがわかりました。

【質問】公園が周辺になく、その地域の住民が公園設置を求めた場合、その要望に応えるために市はどのような対応ができるか。

一人あたりの都市公園面積の目標を達成するためにどう取り組むのか。

【都市整備部長】公園や緑地は、市民のスポーツ・レクリエーション、災害時の防災機能、景観形成、環境保全などから、都市形成に欠かせない都市機能である。

平成29年4月1日の市民一人あたりの都市公園面積は5.51平方メートル

であり、平成41年度の目標である8.67平方メートルの達成には一人当たり3.16平方メートルの都市公園が必要である。

「緑の基本計画」に示すように、長期的には新たな都市公園の整備が必要であると認識している。

現状では買収による用地の確保が難しい状況。特に公園の少ない地域があるので、たとえば期限付きの借地方式など、先進事例も参考にしながらその地域の実態に応じた対応を研究していく必要がある。

【質問】公園設置を目的とした、相続関係で困難な状況の方からの提供を呼びかけるのも効果があるのではないか。

【答弁】市から公園として提供を求めることはできない。現在市内には280の公園があり、民有地を買収したものは19カ所ある。

それ以外は土地区画整理や開発行為により帰属を受けたものがほとんど。

相続の時になんらかの相談があれば、例えば借地方式で期限をもって整備することは考え得ると思う。そこは窓口対応でしっかり行えばいいと思う。

### 参考資料 <都市計画公園の種別>

【街区公園】主として街区内に居住するものが利用することを目的とし、誘致距離250メートル、面積0.25ヘクタールを基準として配置。

・大久保公園 ・明石町公園 ・董平公園 等

【近隣公園】主として近隣に居住する者が利用することを目的とし、誘致距離500メートル、面積2ヘクタールを基準とし配置する公園

・見付台公園 ・桜が丘公園 ・真土大塚山公園 等

【地区公園】主として徒歩圏域に居住する者が利用することを目的とし、誘致距離1キロメートル、面積4ヘクタールを標準として配置する公園

該当なし

【総合公園】主として一の市町村の区域内に居住する者が休息、鑑賞、散歩、運動など総合的に利用することを目的とし、一の市町村の区域の住民が容易に利用できる位置に、概ね15ヘクタール以上を標準として配置する公園。

・平塚市総合公園 ・湘南海岸公園

【運動公園】主として運動用の公園で、一の市町村の区域の住民が容易に利用できる位置に、概ね15ヘクタール以上を標準として配置する公園

・馬入ふれあい公園